



山口市

報道資料

平成29年11月6日

1 件 名	山口市交通死亡事故多発警報の発令及び 交通死亡事故多発非常事態の宣言について
2 日 時	平成29年11月6日（月）15時発令
3 内 容	■ 山口市交通死亡事故多発警報 山口市内において、短期間に2件の交通死亡事故が発生したため、「交通死亡事故多発警報」を発令することにより、市民の注意喚起を行い、交通死亡事故等の多発傾向の早期抑止を図ります。 ○ 警報種別：交通死亡事故多発 全域 警報 ○ 発令期間：平成29年11月6日（月）から12日（日）までの7日間 ○ 発令理由：山口市内において、11月5日（日）に、2件の交通死亡事故が発生したため。 ○ 交通死亡事故の発生状況：別紙のとおり ■ 交通死亡事故多発非常事態の宣言について 本年、山口市内において、平成22年の旧阿東町との合併以降最多の、16名の方が交通死亡事故でお亡くなりになっており、年末年始に向けて更なる重大事故の発生が懸念されるため、別紙のとおり交通死亡事故多発非常事態を宣言し、市民の皆様に対し、交通安全への取り組みを呼びかけ、交通死亡事故発生の抑止を図ります。 ○ 期間：平成29年11月6日（月）から平成30年1月3日（水）までの間 ○ 内容：交通死亡事故多発警報発令時の取組に準じた活動実施への協力を市交通安全対策協議会会員に対して要請するとともに、チラシ、ポスター、市ウェブサイト等による広報啓発活動を強化します。
4 主 催	山口市交通安全対策協議会
5 問い合わせ	山口市交通安全対策協議会事務局 山口市地域生活部生活安全課 生活安全担当 Tel 083-934-2765

様式第1号（第3条関係）

交通死亡事故多発警報発令通知書

平成29年11月6日

山口市交通安全対策協議会委員各位

山口市交通安全対策協議会会長

山口市交通死亡事故多発警報発令実施要領第3条第1項に基づき、下記のとおり「交通死亡事故多発警報」を発令したので通知します。

記

1 警報種別

交通死亡事故多発 全域 警報

2 発令期間

平成29年11月6日（月）から12日（日）までの7日間

3 発令理由

山口市内において、11月5日（日）に、2件の交通死亡事故が発生したため。

4 交通死亡事故の発生状況

別紙のとおり

5 推進事項

関係機関・団体等が連携し、広報車による巡回広報、のぼり旗等の掲出、街頭指導、職場指導など、「山口市交通死亡事故多発警報発令実施要領」第4条に定める別表の推進事項について、地域、職域ぐるみの展開をお願いします。

交通死亡事故の発生状況

(平成29年11月5日～11月5日)

追番	発生日時	発生場所等	交通事故概要
1	11月5日(日) 17時43分頃	・江良一丁目 ・市道上金古曾初瀬線	進行中の普通乗用車と、進路前方を横断中の歩行者が衝突し、歩行者が死亡したもの。
2	11月5日(日) 18時25分頃	・大内御堀 ・市道上矢田御堀線	進行中の普通乗用車と、進路前方を横断中の歩行者が衝突し、歩行者が死亡したもの。

「山口市交通死亡事故多発警報発令」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山口市内において交通死亡事故が連続的・集中的に発生する傾向にある場合において、交通死亡事故多発の警報（以下「警報」という。）を発令し、市民の注意を喚起するとともに、山口市交通安全対策協議会の構成機関及び団体（以下「構成機関等」という。）の連携を強化することにより、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、もって交通死亡事故等の多発傾向の早期抑止を図ることを目的とする。

(警報)

第2条 山口市交通安全対策協議会会長（以下「会長」という。）は、山口市内の全域を対象とする警報「以下「全域警報」という。」、国道等の路線を対象とする警報（以下「路線警報」という。）を発令するものとする。

2 前項の警報は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める警報を、山口警察署長及び山口南警察署長の意見を聞いて発令するものとする。

(1) 全域警報 山口市内において、短期間（おおむね2週間をいう。）に交通死亡事故が2件以上発生したとき。ただし高速自動車国道で発生した交通死亡事故は除くものとする。

(2) 路線警報 国道、県道及び市道の1路線において、1箇月間に交通死亡事故が2件発生したとき。ただし高速自動車国道はのぞく。

(3) 前2号に定めるもののほか、会長が重大交通事故の発生状況等から必要があると認めるときは、警報を発令することができる。

3 警報の発令期間は、発令の日から7日間とする。ただし、会長が交通死亡事故の多発傾向が抑止されないと認めるときは、山口警察署長及び山口南警察署長の意見を聞いて警報の発令期間を延長することができる。

(通知)

第3条 会長は、警報の発令を決定したときは、交通死亡事故多発警報発令通知書（様式第1号）により、関係機関等の長に通知するものとする。

2 会長は、警報の発令期間の延長を決定したときは、交通死亡事故多発警報発令延長通知書（様式第2号）により構成機関等の長に通知するものとする。

(防止対策)

第4条 構成機関等は、警報が発令されたときは、別表に定めるところにより、迅速かつ効果的な交通死亡事故防止対策の推進に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から実施する。

別表（第4条関係）

推進事項	具 体 的 実 施 事 項	実施機関・団体
広報活動の推進 (警報発令の周知徹底と交通安全広報の実施)	○ 広報媒体を通じて警報発令の周知徹底	市 警察
	○ 広報車による巡回広報の実施 ○ パトカーによる巡回広報の実施	市 警察 交通安全協会
	○ 警報発令を標示する看板、のぼり旗等の掲出 ○ 下部組織への警報発令の周知徹底 ○ チラシ等の配布	構成機関等
街頭活動の強化 (子ども、高齢者の保護誘導及び運転者への安全運転の呼びかけ)	○ 通学、通勤時間帯における街頭活動の実施	市 学校 警察 交通安全協会
交通指導取締り強化	○ 重大交通事故に直結する無免許、飲酒、著しい速度超過等悪質危険な違反及び違法駐車等迷惑性の高い違反に対する取締りの強化	警察
交通安全教育の推進 (正しい交通ルール、マナーの遵守の徹底)	○ 朝礼等を通じての警報発令の周知徹底と運転者教育の推進 ○ 各種会合等における安全教育の実施	構成機関等

交通死亡事故多発非常事態宣言

山口市内では、本年、交通死亡事故により、平成22年の旧阿東町との合併以降で最も多い16名の方々の尊い命が失われるという、極めて憂慮すべき事態となっております。

このうち約7割にあたる11名の方々が65歳以上の高齢者となっており、高齢化の進展に伴い、今後、高齢者が関係する交通事故の一層の増加が懸念されます。

また、これから年末年始にかけ、更なる重大事故の発生も懸念されるため、市民の皆様の交通安全意識を喚起することにより、悲惨な交通死亡事故の発生に歯止めをかけ、交通事故のない、安全で安心して豊かに暮らせる山口市を実現するため、ここに交通死亡事故多発非常事態を宣言します。

市民の皆様におかれましては、お一人おひとりが当事者意識を持って、交通ルールへの遵守、十分な安全確認の実施、譲り合い運転の励行、子どもや高齢者への思いやり運転の励行等に努め、家庭や地域、学校、職場等を挙げて、オール山口市で交通死亡事故防止にお取り組みいただきますよう、お願いいたします。

平成29年11月6日

山口市交通安全対策協議会

会長 渡 辺 純 忠